

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：9 治山・森林管理道事業

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

治山事業の実施に当たっては、緑化可能な箇所については植栽工や植生基材による緑化を図ったほか、間伐材による木柵工や筋工を実施し木材利用の推進を図った。工事材料の選定に当たっては再生砕石を利用するなど資源の循環利用に努めた。

森林管理道の整備に当たっては、環境対策型機械の使用などにより、環境配慮方針の実践に努めた。また、擁壁工においては鋼製L型擁壁を用い、建設発生土の発生を抑えるように努めた。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

（治山事業）

- ・環境に配慮して、排出ガス対策型の建設機械を使用した。
- ・県産木材や再生砕石など、環境負荷の少ない資材を使用した。
- ・緑化可能な箇所については植栽工や植生基材による緑化を図った

（森林管理道整備事業）

- ・鋼製L型擁壁を用いることにより、建設発生土の発生を抑えると同時に、発生した建設発生土は路線内で処理するように努めた。
- ・再生砕石の利用により、環境負荷の少ない資材の使用に努めた。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

治山事業では、木材の活用や適切な工法選択などにより、自然景観に配慮した施工に努める。また、治山構造物の設置箇所や工種の見直しなどにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意

識する。

森林管理道整備事業では、木材や再生資材の積極的な活用などにより、環境への負荷の軽減に努める。道路幅員の縮減や線形の選択などにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

4 課 題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）

公共工事の実施に際しては、環境への配慮と同時にコストの縮減、品質の確保についても求められている。このため、事業の計画・設計段階から施工段階を通して、自然環境への配慮とともに、コスト縮減及び工事の品質確保が図ることのできる工種・工法の選択などについて、検討をする必要がある。

5 事業一覧

（様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表－2のとおり

別表 2
個別評価事業一覧

事業年度：R5

部局名：農林部

事業種名：

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	森林管理道事業(大名栗線舗装)	施工段階	21	15	71.42857143	3
2	復旧治山工事(炭谷入)	設計段階	21	17	80.95238095	4
3	予防治山事業(笹子入)	施工段階	21	15	71.42857143	3
4	山村生活安全対策工事(北川谷入ほか2)	計画段階	6	5	83.33333333	4
5	山村生活安全対策工事(北川谷入ほか2)	設計段階	21	16	76.19047619	3
6	山村生活安全対策工事(北川谷入ほか2)	施工段階	21	16	76.19047619	3
7	山村生活安全対策工事(前ノ谷)	計画段階	6	5	83.33333333	4
8	山村生活安全対策工事(前ノ谷)	設計段階	21	16	76.19047619	3
9	山村生活安全対策工事(前ノ谷)	施工段階	21	15	71.42857143	3
10	山村生活安全対策工事(平蔵寺)	計画段階	6	5	83.33333333	4
11	山村生活安全対策工事(平蔵寺)	設計段階	21	16	76.19047619	3
12	山村生活安全対策工事(平蔵寺)	施工段階	21	17	80.95238095	4
13	予防治山事業(栗尾沢)	施工段階	21	18	85.71428571	4
14	予防治山事業(能林)	施工段階	21	18	85.71428571	4
15	山村生活安全対策事業(定峰)	計画段階	6	5	83.33333333	3
16	山村生活安全対策事業(定峰)	設計段階	21	18	85.71428571	4
17	山村生活安全対策事業(生川)	計画段階	6	5	83.33333333	4
18	山村生活安全対策事業(生川)	設計段階	21	18	85.71428571	4
19	山村生活安全対策事業(生川)	施工段階	21	18	85.71428571	4
20	山村生活安全対策事業(大滑)	計画段階	6	5	83.33333333	4
21	山村生活安全対策事業(大滑)	設計段階	21	18	85.71428571	4
22	森林管理道整備事業(上武秩父線)	施工段階	21	15	71.42857143	3
23	予防治山事業(平沢)	施工段階	9	8	88.88888889	4
24	山村安全対策事業(山下)	計画段階	4	3	75	3
25	山村安全対策事業(山下)	設計段階	13	10	76.92307692	3
26	山村安全対策事業(山下)	施工段階	9	7	77.77777778	3
	合計		407	324		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	治山・森林管理道整備	事業名	森林管理道事業(大名栗線舗装)
事業の規模	舗装工796.0㎡	実施場所	飯能市大字下名栗地内
計画期間	令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 工事施工箇所は飯能市大字下名栗地内の森林管理道大名栗線に位置する。森林管理道有馬線と連絡する箇所の舗装を行った。また舗装工事に伴い、横断溝やL形側溝などの排水施設を施工した。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

鋼製L型擁壁を用いることにより、建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は路線内で処理するように努めた。
再生碎石の利用により、環境負荷の少ない資材の使用に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

今後は木材利用の推進に資する工種工法の使用に努める。また、希少野生生物の生息・生育状況の把握に努める。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	〇 4 線）大名栗線（有馬工区）森林管理道舗装工事
-----	---------------------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	15

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
71.4%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	復旧治山工事（炭谷入）
事業の規模	土留工	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	令和 4 年度	段階	設計段階
事業の概要： 山腹工については、浸食の拡大を抑えるため、かご枠工による土留工、丸太筋工、緑化水路工を施工し、適切な排水を促す。また、植栽工及び伏工を行い、緑化を促す。 溪間工については、谷止工を施工し、山腹の崩壊による不安定土砂の流出及び溪間の浸食を抑える。また、溪床には倒木が多く見られるため、最下流に流木捕捉工を施工し、下流域への倒木の流出を防止する。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

かご枠工による土留工の実施、間伐材による丸太筋工や、植栽工、によって表土の保全とともに緑化の推進を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	炭谷入復旧治山工事
-----	-----------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	17

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
81.0%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	予防治山事業（笹子入）
事業の規模	溪間工 堰堤 2 基	実施場所	飯能市大字中藤下郷地内
計画期間	令和4年度	段階	施工段階

事業の概要：

当該地域は、急峻な地形、風化の進んだ地質等の自然条件であり、溪床には不安定土砂が堆積しており、土砂流出の危険性が高い。

工事箇所の下流には人家や県道があるため、流出土砂や流木により被災することのないよう、治山ダムを設置する。

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

再生砕石の利用により、環境負荷の少ない資材の使用に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

希少野生生物の生息・生育状況の把握に努める。

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	笹子入予防治山事業
-----	-----------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	15

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
71.4%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策工事（北川谷入ほか2）
事業の規模	床固工 護岸工 山腹工	実施場所	飯能市大字北川地内ほか
計画期間	令和4年度	段階	計画段階
事業の概要： 流水による山裾の浸食を防ぐため、護岸工として大型ブロック積工を施工する。また、大型ブロック積工の埋戻しについて健全度を保つため、大型かご砕工による床固工を施工する。山腹は表土が崩落しており、植生を回復させる必要があるため、木柵工による表土流出防止措置及び植栽を行う。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

緑化可能な箇所について、間伐材による木柵工や、植栽工にて緑化を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	総Ⅱ加) 〇 4 繰) 北川谷入ほか 2 山村生活安全対策工事
-----	---------------------------------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
6	5

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
83.3%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策工事（北川谷入ほか 2）
事業の規模	床固工 護岸工 山腹工	実施場所	飯能市大字北川地内ほか
計画期間	令和 5 年度	段階	設計段階
事業の概要： 流水による山裾の浸食を防ぐため、護岸工として大型ブロック積工を施工する。また、大型ブロック積工の埋戻しについて健全度を保つため、大型かご砕工による床固工を施工する。山腹は表土が崩落しており、植生を回復させる必要があるため、木柵工による表土流出防止措置及び植栽を行う。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	総Ⅱ加) 〇 4 繰) 北川谷入ほか 2 山村生活安全対策工事
-----	---------------------------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	16

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
76.2%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策工事（北川谷入ほか2）
事業の規模	床固工 護岸工 山腹工	実施場所	飯能市大字北川地内ほか
計画期間	令和5年度	段階	施工段階
事業の概要： 流水による山裾の浸食を防ぐため、護岸工として大型ブロック積工を施工する。また、大型ブロック積工の埋戻しについて健全度を保つため、大型かご砕工による床固工を施工する。山腹は表土が崩落しており、植生を回復させる必要があるため、木柵工による表土流出防止措置及び植栽を行う。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	総Ⅱ加) 〇 4 繰) 北川谷入ほか 2 山村生活安全対策工事
-----	---------------------------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	16

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
76.2%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策工事（前ノ谷）
事業の規模	土工 土留工	実施場所	飯能市大字下名栗地内
計画期間	令和 5 年度	段階	計画段階
事業の概要： 斜面安定工により、山腹斜面の安定を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

間伐材による逸散防止柵の設計等、木材利用の推進を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	前ノ谷山村生活安全対策工事
-----	---------------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
6	5

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
83.3%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策工事（前ノ谷）
事業の規模	土工 土留工	実施場所	飯能市大字下名栗地内
計画期間	令和 5 年度	段階	設計段階
事業の概要： 斜面安定工により、山腹斜面の安定を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	前ノ谷山村生活安全対策工事
-----	---------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	16

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
76.2%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策工事（前ノ谷）
事業の規模	土工 土留工	実施場所	飯能市大字下名栗地内
計画期間	令和 5 度	段階	施工段階
事業の概要： 斜面安定工により、山腹斜面の安定を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	前ノ谷山村生活安全対策工事
-----	---------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	15

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
71.4%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策工事（平蔵寺）
事業の規模	溪間工 堰堤 1 基 山腹工伏工	実施場所	飯能市大字中藤下郷地内
計画期間	令和 4 年度	段階	計画段階
事業の概要： 溪間工により土砂の流出を防止し、丸太筋工及び伏工により、山腹斜面の安定を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

緑化可能な箇所について、間伐材による筋工や、植栽工、植生マットにて緑化を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	平蔵寺山村生活安全対策工事
-----	---------------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するように努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
6	5

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
83.3%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策工事（平蔵寺）
事業の規模	溪間工 堰堤 1 基 山腹工 伏工	実施場所	飯能市大字中藤下郷地内
計画期間	令和 4 年度	段階	設計段階
事業の概要： 溪間工により土砂の流出を防止し、丸太筋工及び伏工により、山腹斜面の安定を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

緑化可能な箇所について、間伐材による筋工や、植栽工、植生マットにて緑化を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	平蔵寺山村生活安全対策工事
-----	---------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するように努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	16

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
76.2%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策工事（平蔵寺）
事業の規模	溪間工 堰堤 1 基 山腹工 伏工	実施場所	飯能市大字中藤下郷地内
計画期間	令和 4 年度	段階	施工段階
事業の概要： 溪間工により土砂の流出を防止し、丸太筋工及び伏工により、山腹斜面の安定を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

緑化可能な箇所について、間伐材による筋工や、植栽工、植生マットにて緑化を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	平蔵寺山村生活安全対策工事
-----	---------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するように努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	17

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
81.0%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（栗尾沢）
事業の規模	山腹工 9.6ha	実施場所	秩父市大滝地内
計画期間	令和4～令和5年度	段階	施工段階
事業の概要： 豪雨等により山腹崩壊が発生した地区において、山腹工を施工し、山腹崩壊の拡大防止及び崩壊面の保護を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（栗尾沢）
-----	-------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	18

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
85.7%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（能林）
事業の規模	山腹工 2.8ha	実施場所	秩父郡皆野町三沢地内
計画期間	令和 5 年度	段階	施工段階
事業の概要： 落石が発生した地区において、山腹工を施工し、落石の防止を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（能林）
-----	------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	18

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
85.7%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策事業（定峰）
事業の規模	地すべり工 1.5ha	実施場所	秩父市定峰地内
計画期間	令和 5 年度	段階	計画段階
事業の概要： 地すべりが発生した地区において、地すべり工を施工し、地すべりの予防を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 現況の地形を大幅に改変しない工法を検討した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	山村生活安全対策事業（定峰）
-----	----------------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
6	5

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
83.3%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策事業（定峰）
事業の規模	地すべり工 1.5ha	実施場所	秩父市定峰地内
計画期間	令和5年度	段階	設計段階
事業の概要： 地すべりが発生した地区において、地すべり工を施工し、地すべりの予防を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	山村生活安全対策事業（定峰）
-----	----------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	18

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
85.7%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策事業（生川）
事業の規模	溪間工 0.03ha	実施場所	秩父郡横瀬町大字横瀬地内
計画期間	令和 5 年度	段階	計画段階
事業の概要： 豪雨等により荒廃した溪流に護岸工を設置し、土砂の流出を防止する。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
・ 現況の地形を大幅に改変しない工法を検討した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	山村生活安全対策事業（生川）
-----	----------------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
6	5

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
83.3%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策事業（生川）
事業の規模	溪間工 0.03ha	実施場所	秩父郡横瀬町大字横瀬地内
計画期間	令和5年度	段階	設計段階
事業の概要： 豪雨等により荒廃した溪流に護岸工を設置し、土砂の流出を防止する。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	山村生活安全対策事業（生川）
-----	----------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	18

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
85.7%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策事業（生川）
事業の規模	溪間工 0.03ha	実施場所	秩父郡横瀬町大字横瀬地内
計画期間	令和5年度	段階	施工段階
事業の概要： 豪雨等により荒廃した溪流に護岸工を設置し、土砂の流出を防止する。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】 評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
 ・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。
--

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	山村生活安全対策事業（生川）
-----	----------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	18

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
85.7%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策事業（大滑）
事業の規模	山腹工 0.2ha	実施場所	秩父市中津川地内
計画期間	令和5年度	段階	計画段階
事業の概要： 豪雨等により山腹崩壊が発生した地区において、山腹工を施工し、山腹崩壊の拡大防止及び崩壊面の保護を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
・ 現況の地形を大幅に改変しない工法を検討した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	山村生活安全対策事業（大滑）
-----	----------------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
6	5

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
83.3%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	山村生活安全対策事業（大滑）
事業の規模	山腹工 0.2ha	実施場所	秩父市中津川地内
計画期間	令和5年度	段階	設計段階
事業の概要： 豪雨等により山腹崩壊が発生した地区において、山腹工を施工し、山腹崩壊の拡大防止及び崩壊面の保護を図る。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	山村生活安全対策事業（大滑）
-----	----------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	18

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
85.7%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部		課・所・室名 寄居林業事務所	
事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道整備事業
事業の規模	L=101m	実施場所	児玉郡神川町大字矢納地内
計画期間	令和 5 年	段階	繰越
事業の概要：森林管理道上武秩父線は、開設後長期間が経過し法面の風化が見られたため、崩壊や落石を防止する改良工事を実施するもの。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項 当該工事では県産木材資材の活用予定はない。その理由として維持管理の観点から木材の使用が適当でないと判断されたことなどがある。今後ほかの工事で木材を活用できる場合は積極的に活用する。

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道整備事業（上武秩父線）
-----	------------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するように努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	15

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
71.4%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（平沢）
事業の規模	アンカー工一式	実施場所	本庄市児玉町太駄地内
計画期間	令和 2 年度～令和 5 年度	段階	施工段階
事業の概要：			
本庄市児玉町太駄地内の地すべり防止区域内において既設アンカーの老朽化による機能低下が認められ、早急な修繕が必要と判断されたため、老朽化対策を行った。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

資材の選定にあたって、耐久性が高く、目視管理が可能で長期的な管理がしやすい製品を使用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	治山事業（平沢）
-----	----------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	—	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	-	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	-	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	-	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	-	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	-	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	-	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	-	
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
9	8

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
88.9%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	山村安全対策事業（山下）
事業の規模	土留工	実施場所	比企郡ときがわ町大字番匠地内
計画期間	R4繰越	段階	計画段階
事業の概要： 豪雨により山腹斜面が崩壊し、崩壊土砂により町道及び正面の畑が埋没した。土砂の撤去と斜面の安定化を図るため、省力化大型かごを用いた土留工を実施した。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
・ 流出土砂を現場内で処理できるよう計画をした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	4線山下山村生活安全対策工事
-----	----------------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	-	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
4	3

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
75.0%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	山村安全対策事業（山下）
事業の規模	土留工	実施場所	比企郡ときがわ町大字番匠地内
計画期間	R4繰越	段階	設計段階
事業の概要： 豪雨により山腹斜面が崩壊し、崩壊土砂により町道及び正面の畑が埋没した。土砂の撤去と斜面の安定化を図るため、省力化大型かごを用いた土留工を実施した。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・植生マット等により早期の緑化を行い、周囲の景観になじむよう設計を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	4線山下山村生活安全対策工事
-----	----------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	-	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	-	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	-	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	-	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	-	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	-	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
13	10

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
76.9%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	山村安全対策事業（山下）
事業の規模	土留工	実施場所	比企郡ときがわ町大字番匠地内
計画期間	R4繰越	段階	施工段階
事業の概要： 豪雨により山腹斜面が崩壊し、崩壊土砂により町道及び正面の畑が埋没した。土砂の撤去と斜面の安定化を図るため、省力化大型かごを用いた土留工を実施した。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 木製構造物として丸太筋工を採用するとともに、植生マット等により早期の緑化を目指した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	山村安全対策事業（山下）
-----	--------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1				
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり				
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	—	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	—	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	-	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	-	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	-	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	-	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	-	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	-	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	

合計	
(a)	(b)
9	7

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
77.8%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。